

MIO PRESS

OSAKA / KYOTO / KOBE 2020.04/vol.10

今号のみお人

弁護士

石田 優一

Yuichi Ishida

【特集】税金の問題

【法律コラム】伊藤勝彦弁護士の時事解説

【連載】倉田・北名弁護士の刑事事件入門

インターネットによるコミュニケーションは、何となく希薄なイメージを持たれがちですが、むしろ、インターネットをうまく活用していくれば、人ととのつながりを密接にすることができると思っています。私事ですが、最近、愛媛県にある実家のパソコンと私のパソコンを、Microsoft Teams というWEB会議ツールで接続できる設定をして、実家がパソコンの使い方に困ったときに、いつも遠隔操作とテレビ会議で使い方を説明することができるようになりました。距離を感じずにこのようなコミュニケーションができるところで、とても重宝しています。たとえインターネットを通じたコミュニケーションでも、お互いに相手に寄り添う思いがあれば、決して希薄なつながりにはならないと、しみじみ実感しています。

日々の業務の中でも、ご依頼者様に共感して、寄り添う姿勢を大切にしていきたいと思います。本年度も、何卒よろしくお願い申し上げます。（弁護士 石田 優一）



LAW
OFFICE
春号

読者プレゼント実施中!
詳しくは裏表紙をご覧ください

大阪弁護士会
副会長就任の
ご挨拶

【ご存知ですか?】
アスベスト健康被害と
3つの救済手続き

【支店便り】
データで見る
「京都観光」

【連載】
知つ得!
交通事故

【リレー式コラム】
事務局通信

【リガサポ!】
「ポツンと一軒家」を
相続したら

今号のみお人

みお 法律

みお総合法律事務所からのご案内



「みお」のアスベスト国家賠償請求 LINE公式アカウントを開設しました

QRコードを読み取って、LINE友だち登録をしていただくと、以下のサービスをご利用いただけます。是非この機会に登録をお願いいたします。

① 最新情報の配信

アスベストに関する最新判例や各種情報をお知らせします。

② 手軽に相談予約

LINEチャットで無料相談のご予約を承ります。



「みお」のアスベスト国家賠償請求
LINE公式アカウント

大阪・京都・神戸
弁護士法人みお総合法律事務所

代表弁護士: 大阪弁護士会所属/澤田 有紀 兵庫県弁護士会所属/伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故/遺産相続/離婚問題/債務整理/顧問契約・会社法務/その他

お問い合わせ・ご相談は
0120-7867-30



通話料無料

受付時間(月~土)/9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスワードー14階
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056
執務時間:月~金曜日/ 9:00~20:00
土曜日/10:00~18:00
受付時間:月~土曜日/ 9:00~17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塙小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911
執務時間:月~土曜日/9:30~18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042
執務時間:月~土曜日/9:30~18:00

◆◆◆◆◆ 読者アンケートプレゼント実施中! ◆◆◆◆◆

アンケートにご協力いただいた方の中
から抽選で30名様に「みお総合法律事
務所」オリジナルQUOカード(500円相当分)
や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)
をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切/
2020年6月30日(火)※当日消印有効



*プレゼントは選ぶことができません。
*抽選の券表は発送をもってかえさせていただきます。
*アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか?(複数可)

- 今号のみお人(表紙) 大阪弁護士会副会長就任のご挨拶
 アスベスト(石綿) 健康被害と3つの救済手続き
 特集「税金の問題」 伊藤勝彦弁護士の時事解説
 刑事事件入門 支店便り 知つ得!交通事故
 事務局通信 リガサポ!
 交通問題 相続問題 離婚(男女)問題
 労働問題 借金問題 刑事事件
 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
 企業法務 その他

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか?(複数可)

- どうぞ興味ある分野・特集してほしい分野に記入して下さい
Q.3 法律問題でお困りの事・日々頻繁に思う法律問題についてのご意見・メッセージなど

Q.4 みお総合法律事務所へのご協力ありがとうございました。

アンケートにご協力いただいた方がどうございました。



アスベスト(石綿)健康被害と 3つの救済手続き

当事務所では、多くのアスベスト(石綿)健康被害に関するご相談をお受けしていますが、アスベストを原因とする病気は、命に関わるような重篤な症状を引き起こすこともあります。被害者やそのご家族は治療費の負担や今後の生活に対して大きな不安を抱かれています。そこで、本誌でも、アスベストによる健康被害を受けた方やそのご遺族に対する、補償や救済の手続きについて紹介したいと思います。

1. 労災保険の補償

現在雇用されている方や過去に雇用されていた方が、業務上アスベストにさらされたことにより、以下の病気にかかり、そのために療養したり、休業したり、あるいは亡くなられた場合には、労災保険の対象となります。

対象となる病気

中皮腫、肺がん、石綿肺(じん肺)、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水

※補償対象となるための勤務期間や医学的根拠については基準が定められています。

補償の内容

療養期間中の治療費、休業補償のほか、死亡した場合には葬祭料や遺族補償も受けられます。

2. 石綿救済法による給付

アスベストによる以下の病気にかかった方とその遺族の方のうち、上記1の労災補償の対象とならない方を救済する制度です。

例えば、石綿工場の近隣に居住していた方、家族が石綿関連の仕事に就いていた方なども対象になります。

対象となる病気

中皮腫、肺がん、石綿肺(じん肺)、びまん性胸膜肥厚

※労災の認定基準に一部準拠していますが、肺がん、石綿肺については労災よりも厳しくなっています。

補償の内容

治療費、療養手当のほか、死亡した場合には弔慰金や葬祭料が支給される場合があります。

3. 企業や国に対する損害賠償請求

(元)勤務先などの企業や国に対し損害賠償を請求できる場合もあります。

仮に、すでに労災給付を受けていても、労災保険では支給されない慰謝料の請求をすることができます。

企業によっては、独自の補償制度を設けている場合もありますが、多くは、被害者側で損害額を計算した上で、企業側と交渉することになります。

また、国については、いわゆる泉州石綿工場型アスベスト被害者に対して、以下の要件を満たす方に対して、裁判上の和解を行い、賠償金を支払うこととしています。

和解の要件

①昭和33(1958)年5月26日から昭和46(1971)

年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場において、労働者として、石綿粉じんにばく露する作業に従事したこと。

②石綿関連疾患(中皮腫、肺がん、石綿肺(じん肺)、びまん性胸膜肥厚など)に罹患したこと。

③提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

今回は、アスベスト健康被害を受けた方の救済方法について紹介しました。

被害を受けた方やご家族の方、ご遺族の方からの相談を受け付けておりますので、お困りの際には、当事務所までご連絡いただければと思います。

お問い合わせ・ご相談は
0120-7867-30
受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]



弁護士
田村 由起
Yuki Tamura

大阪弁護士会副会長就任のご挨拶



このたび、大阪弁護士会副会長に就任することになりました。任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。また、日本弁護士連合会理事および近畿弁護士連合会常務理事を兼職することとなりました。大阪弁護士会は4,600名の会員を抱えており重責を感じております。

新たなステージでの仕事に不安もありますが、明るく、全力で取り組む所存であります。

1年間は、弁護士会での執務が主となりますので、顧問先およびご依頼者の皆様にはご迷惑をおかけすることになりますが、事務所全体でフォローさせていただきますので、どうかご支援を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

大阪弁護士会 副会長
みお総合法律事務所 代表弁護士

澤田 有紀

澤田先生、大阪弁護士会副会長就任おめでとうございます!

澤田先生が弁護士会の会務活動に尽力されている様子を見ていて、弁護士は決して一人で仕事をしているのではなく、弁護士自治による弁護士会の地道な活動があるからこそ、依頼者の方々のために自由と正義を実現するべく日々業務ができていることを痛感しております。

大阪弁護士会副会長として、市民の目線に立ったサービスの在り方、子どもたちが憧れる弁護士像などの情報発信を期待しています。頑張ってください!

澤田先生、がんばって!!

大阪弁護士会副会長就任おめでとうございます。事務所開設当初より机を並べる同僚が、弁護士会の重要な職責を担うことになったことを誇りに思います。昨今の弁護士会には、変化の激しい社会における法的ニーズへの的確な対応が求められ、大阪弁護士会副会長の職責は非常に大きいものです。これまでの弁護士活動や事務所経営の経験を活かし、持ち前のやさしさと類まれなる先見性・洞察力をいかんなく発揮され、ご活躍されることを期待いたします。弁護士会が、市民や企業にとって今よりもっと信頼され、身近で頼りがいのある存在となれるよう、私たち事務所のメンバーも努力を惜しません。



弁護士
吉山 晋市
Shin-ichi Yoshiyama



代表弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito



オランダに、子会社を設立して豆の焙煎を行つたりするなどして大規模な租税回避策を開拓していました。しかし、自國に税金をほとんど納めずに商売をして多額の利益を得ていたことが、英國国民の不信感を集め、国内で大規模な不買運動が起きてしまったため、スター・バックス社は、2013年から2年間、合計約26億円もの法人税を、英國政府に自主的に支払う結果となりました。

以上のような租税回避行為に対し、「節税」とは、税制上の特例を利用するよう、法律が予定している、いわば通常の行為を用いて、税負担を軽減する行為をいいます。

節税の具体例としては、相続税の節税策として、生前贈与(亡くなる前に財産を贈与することをいいます)の非課税枠の範囲内(受取人1人につき年間110万円)で、亡くなる前に、毎年、手持ちの現金・預金などを少しずつ贈与していく方法が挙げられます。この方法は、贈与税がかからない範囲内で相続税の負担を減らす方法として、比較的身近な策といえるでしょう。

また、「自販機スキーム」と呼ばれる方法もあります。かつては、賃貸マンションのエントランス部分に、よく飲料水の自動販売機が設置されていました。これは、実は税法上の工夫で、マンションの建設や購入時にオーナーが負担した消費税の全額控除(還付)を狙ったものです。オーナーがマンションを購入・建設した課税期間にマンションを貸し出さず、設置した自販機の売り上げのみを計上することで、課税期間における課税売上割合が95%以上であれば、消費税額が全額控除されるという、消費税の特徴をついた節税策だったので。

租税回避行為の注意点

先に述べたように、租税回避行為は、あくまで税法上は適法な行為です。從つて、世界的に見ても、様々な租税回避策が展開されています。しかし一方で、本来税金を負担する能力の高い個人や企業が、納税を不当に免れることのないよう、規制が敷かれています。

例えば、法人税法132条や所得税法157条では、同族会社(少数の人たち)に支配されている会社のことを言います)が租税回避行為をした場合、その行

特集
Special Feature

税金の問題



租税回避・節税・脱税の違い

今は、昨年テレビなどでも話題になった、税金の問題について、考えてみたいと思います。

今

回は、昨年テレビなどでも話題になった、税金の問題について、考えてみたいと思います。

皆さん、これらの違いをご存知でしょうか。

一般に、人は、税負担を少しでも回避しようと行動します。わざわざ税金が高くなるように行動する人は恐らくないでしょ。私的自治の観点(個人が、自分および財産についての法律関係を個人の自由な意思により規律することをいいます)からも、税金を減らそうとする納税者の行為は、それが違法でない限り、原則として否定できません。

しかし、違法とまではいえなくとも、異常な行為で、それをそのまま認める、通常の場合と比較して著しく公平性を欠く行為があります。このような行為を「租税回避」行為と言います。一般に言われている租税回避行為とは、①納税者が異常な行為形式を選択し、②それによって通常の行為形式を選択した場合と同一の経済目的を達成し、③しかも税負担の軽減を図る、という3つの要件を満たす行為を意味するとされています。

租税回避行為の代表例としては、一時



期メディアでも盛んに取り上げられた「タックスヘイブン(tax haven)税金を回避する港の意)」が挙げられます。

アメリカのネバダ州やデラウェア州、香港などは、税率が極端に低かっただり、世界各の企業が積極的に進出したり、子会社を設立したりすることで、課税負担を減らそうとしています。

コーヒーでおなじみのスター・バックス社も、かつて 所得税などを優遇する制度のあるスイスのローザンヌ州に、コーヒー豆輸入販売会社を設立してコーヒー豆を入れたり、法人税率が低い

行為が税負担を不适当に減少させる結果となると認められる場合には、税務署が税額計算をやり直し、通常の行為に置き換えて改めて税金を課すことができる旨規定されています。この規定は、「同族会社の行為計算否認規定」と呼ばれ、日本の会社の大部分が同族会社であることからも、相当幅広く適用される規定となっています。

また、法人税法132条の2には、組織再編(会社の合併や分割などをいいます)に関連する行為計算否認規定があります。これは、組織再編が租税回避の手段として濫用されることを防ぐために設けられた規定で、内容的には同族会社の行為計算否認規定とほぼ同様のものです。最近では、IBMやヤフーといった大企業にも発動され、最高裁判でもついで争われたことから、ご存じの方も多いのではないかでしょうか。

以上のように、適法とはいえない、通常想定されない不自然な租税回避行為には、一定の規制が及びます。IBM判決やヤフー判決の詳しい内容は、また折に触れてご紹介したいと思います。



弁護士
松 浩司
Koji Matsu

伊藤勝彦
弁護士の
時事解説

昨

年秋号で、認知症対策・
親亡き後問題(福祉型
信託)の観点から、家族
信託についての解説コラ
ムを執筆しました。今回、経営者が事
業の承継を円滑に行うための家族信託
活用例をご紹介したいと思います。会社
経営者や個人事業主でない方にも役立つ
情報でございますので、ぜひ、皆さまにご
一読いただきたいと思います。

家族信託とは、自分の財産を信頼でき
る親族等に託し、特定の人(自分でもよい)
のために、目的に従つて管理・処分・承継す
る財産管理の手法です。平成18年の信託
法改正によって信託を活用できる幅が大
きく広がりました。家族信託は契約の定め
方によつて自由な設計が可能なため、事業
承継にあたつて先代経営者や後継者の希
望に沿つた財産の管理・承継ができるよう
になりました。ここでは「株式会社みお」と
いう架空の会社を例に事業承継における
家族信託の活用例をご紹介します。

Aが認知症を発症して 判断能力を失った場合 || 経営の空白が生じる

Aは株式の準共有回避すべく「保有
全株式をCに相続させる」とした遺言書
を作成しました。遺言書の作成で万全と
いえるでしようか。残念ながらノーです
(遺留分の問題はここでは触れません)。
Aが3万株の株式を保有している状態

ので、3万株の株式の権利行使者は「D」
または「E」と定めることができてしまい
ます。そして、株主総会で、「D」または
「E」が発行済株式の75%に該当する3
万株の議決権行使することができます
です。取締役Cを解任することすら不可
能ではありません。株式の準共有状態を
解消するには、遺産分割協議で株式の分
け方を決める必要があります。協議がま
とまるまで、この状態が続くのです。こう
なると、Aの生前の思いは実現されず、会
社経営に大きな支障がされることになるで
しょう。

株式が準共有になることを防ぐために
は、Aが生前に「保有全株式をCに相続
させる」とした遺言書を作成するか、家
族信託契約を締結してCに株式を信託
譲渡しておくことが有効です。

Aが認知症を発症する前にCとの間で 取得し、経営の空白期間を 生じさせない

Aが認知症を発症する前にCとの間で
全株式をCに相続させるとした遺言書
を作成しました。遺言書の作成で万全と
いえるでしようか。残念ながらノーです
(遺留分の問題はここでは触れません)。

で認知症を発症し、判断能力を喪失した
場合、困った事態が起こり得ます。

Aが判断能力を失うと議決権の行使
ができなくなります。75%の株主Aが議
決権の行使ができないとなると、株主總
会の定足数を満たさず、株主總会の決議
ができません。役員変更や決算書類承認
ができず会社運営に支障がでるでしょう。
仮に、会社の定款で株主總会の定足数が
緩和されている場合、株主總会に出席し
た株主B(Aの弟、専務取締役、25%の株
主)だけの議決で決まりてしまう可能性
があります。(なお、会社の重要な事項を決
めての定足数は会社の定款で3分の1
を下回ることはできないと会社法で規定
されていますので、25%株主のBの出席
だけで、これらの決議はできません。また、
このような状況で株主總会を実際には
開かず、総会議事録を作成してしまう例
が見受けられます。が、決議の有効性をめ
ぐって後日の紛争の原因となりえます)

Aが、家族信託契約締結時点では、C
に全面的な議決権行使を委ねるには時
期尚早であると考えているのであれば、
議決権行使に關してAがCを指図する
場合、委託者と受益者が同一人(いづれ
もA)となりますので、贈与税の課税はあ
りません。

また、遺留分権者(D、E)に対する配
益権を消滅させ新たにC、D、Eに受益
権を発生させる「という枠組みで遺言書
を作成できます。



参考文献／『事業承継ガイドライン』中小企業庁、『家族信託コンタクトブック』伊東大祐ほか(第一法規)、『家族信託の活用』柴崎智哉(セルバ出版)

事業の承継を円滑に行うための 家族信託活用例

発行済株式総数	4万株
・代表取締役A(社長)	3万株
・専務取締役B(社長の弟)	1万株
・取締役C(社長の長男)	0株
・取締役D(社長の次男)	0株



代表取締役 A 専務取締役 B 取締役 C 取締役 D E
(社長) (社長の弟) (社長の長男) (社長の次男) (社長の長女)

家族構成

- ・代表取締役Aの配偶者は、すでに死亡している。専務取締役Bは、Aの弟である。
- ・Aの子は、長男C、次男D、長女Eの3人である。
- ・C、Dは、会社の取締役である。Aは、Cに会社を継いでもらいたいと考えているが、Dは自分こそ後継者にふさわしいと思っている。
- ・Eは、会社の経営に関与していない。



代表弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

遺言・家族信託契約をしない ままAが死亡した場合 || 株式が準共有となる

Aが死亡すると、Aが保有している3
万株の株式はどうなるでしょうか。Aの死
法定相続人がC、D、Eの3人で、法定相
続分が各3分の1ずつですので、「各人が
いませんが、そうではありません。Aの死
亡により3万株の株式は、「C、D、Eの
3名で共有する」(準共有)の状態になり
ます。では、準共有の株式の議決権は誰が
行使するのでしょうか。準共有の株式は、
準共有者単独での権利行使はできず、
権利行使者は、特段の事情のない限り管理
行為として、持分の価格の過半数をもつ
て決することになっています。

仮にAの死亡後CとDが対立し、Eが
Dの側に協力することになると、DとE
の2名で持分の価格の過半数を占めます

用信託を組成したり、遺言でAの受益権
をC、D、Eに相続させたりするという方
法があります(もつとも、遺留分対策と
して受益権の一部を承継させたものの、遺
留分権者が実質的には経済的利益が受
けられないと主張して家族信託契約無
効を争つた例があり、後日の紛争に発展
しないようバランスのよい設計が求めら
れます)。

このように、家族信託はかなり自由な
組み立てが認められており、遺言や任意
後見と組み合わせることもできるので、
経営者や後継者など関係者の広汎な
ニーズに応じることができます。ぜひ、ご
相談いただき、家族信託のご活用を検討
ください。



この取引で合意をするにあたっては、検察官、協力者本人、弁護人の三者で協議を行うことが必要とされています。協議にあたって、検察官としては協力者からどのような内容の証拠が提出されるかを見極める必要があります。このため、検察官は、協議において協力者に對し、他人の刑事事件について供述を求め聽取することができるとしています。そして、協議の結果、合意が成立しなかつた場合には、ここで協力者がした供述は、協力者の刑事裁判においても、この他人の刑事裁判においても証拠とすることはできない、と特に定められています。このため、その限度で、協力者は協議において供述したが合意に至らなかつた場合でも損をしない制度設計になっているとされています。

しかしながら、その供述に基づいて得られた証拠については、この制限は及びません。また、協議の中で提出した証拠物についても、証拠としての利用が禁止されないとされています。このため結局検察官との間で合意に至らなかつた場合協力しただけで何もメリットがなかつたということにもなりかねないリスクは、なお大きく残っているといえるでしょう。

ただその一方で、検察官は協議における本人の供述につき、裏付証拠が十分にあるなど積極的に信用性を認めるべき



事情がある場合にのみ合意する、との運用がなされています。このため、協力者側としては、現実に合意の成立を狙うのであれば、この協議においてどの程度自分の手持ちの情報を開示するかについて、微妙な判断が要求されるといってよいでしょう。

合意が成立すると、合意の内容を明らかにする書面が作成されます。これにより、検察官と協力者はそれぞれ合意の内容を履行する義務を負うことになります。

この合意に各当事者が違反した場合等には、相手方はこの合意から離脱して義務を免れることができ、検察官が合意

に違反して、例えば不起訴合意に違反した場合などには、公訴棄却されなどその効力が否定され、協力者の供述、合意に基づいてした協力者の行為により得られた証拠につき、裁判で証拠とすることができなくなります。他方、協力者が合意に違反して虚偽の供述をしたり、偽造・変造の証拠を提出したりすると、虚偽供述等の罪として5年以下の懲役に処せられることになります。

以上が日本版司法取引制度の概要ですが、イメージが掴めましたでしょうか。

この司法取引の制度については、協力者が自分の刑事事件において有利な結果を得るために虚偽の供述等を行い、冤罪を発生させる危険があると指摘されています。しかしながら、上記の3例目の事例は割合身近な業務上横領の事例ということもあり、今後司法取引が行われる事案も増えるのではないかとの指摘もされているところです。

今後の運用について注目を要する制度と言えるでしょう。

に違反して、例えば不起訴合意に違反した場合などには、公訴棄却されなどその効力が否定され、協力者の供述、合意に基づいてした協力者の行為により得られた証拠につき、裁判で証拠とすることができなくなります。他方、協力者が合意に違反して虚偽の供述をしたり、偽造・変造の証拠を提出したりすると、虚偽供述等の罪として5年以下の懲役に処せられることになります。

以上が日本版司法取引制度の概要ですが、イメージが掴めましたでしょうか。

この司法取引の制度については、協力者が自分の刑事事件において有利な結果を得るために虚偽の供述等を行い、冤罪を発生させる危険があると指摘されています。しかしながら、上記の3例目の事例は割合身近な業務上横領の事例ということもあり、今後司法取引が行われる事案も増えるのではないかとの指摘もされているところです。

今後の運用について注目を要する制度と言えるでしょう。

倉田・北名弁護士の刑事事件入門



司法取引について



弁護士
倉田 壮介
Sousuke Kurata

カルロス・ゴーン氏が納めていた保証金計15億円は、これにより没収されることになります。ゴーン氏にとつては15億円では逃亡を防止するには不十分だったということなのでしょう。

保釈制度や保釈保証金に関しては前々号回で説明させていただきましたこのゴーン氏の事件は、これまでも保釈

この、日本においても導入された司法取引は、どういう制度なのでしょう。2019年12月30日には、3例目の司法取引が行われた事件の起訴がなされたとの報道もありました。本稿ではこの司法取引についてざく簡単に説明したいと思います。

日本版司法取引といわれている制度は、一定の犯罪について、検察官と協力者が、協力者が他人の刑事事件について証拠収集等への協力をし、その見返りとして検察官が協力者の刑事事件について不起訴処分にしたり、求刑を軽いものにしたりする、という約束を交わす制度です。

この制度は、協力者の事件と、他人の刑事案件の両方が、法律に定められた特定の犯罪であることが必要であるとされ

が司法取引をしようとしてもそれはかな
いません。

また、検察官と被疑者・被告人が約束
できる取引の内容についても法定され
ています。

すなわち、協力者がなしうるのは、取
調べにおいて真実の供述をすること、証
人尋問で証人として真実の証言をする
こと、その他証拠収集に必要な協力をす
ることであり、検察官側は、不起訴処分
や特定の理由でのみ起訴をすること、特
定の求刑をすること（軽い刑罰を求める
）などに限られています。たとえば、協
力者が勾留されている場合、協力者とし
ては身体拘束を解いてほしいと考えるこ
ともあるうかと思いますが、身体拘束に
関する事項は、合意の内容とすることは
できないものとされています。

の記事の執筆時現在、日産自動車の元会長であるカルロス・ゴーン氏が保釈条件に反して海外へしまつたことが、大きくな

保証金の金額が非常に高額であることも含め、話題性は多々あったのですが、逮捕の端緒において既に大きな話題になつていきました。すなわち、この件は、2018年6月に日本坂口取扱引制度が導入

ています。これは、検察官の訴追裁量権を取り引の一環として行使することになるため、刑事手続の公正さや、国民の法感情からみた公正感に、配慮しなければならないからです。

下のQRコードから
バックナンバーを
ご覧いただけます



[https://www.miolaw.jp/
criminal/miopress.html](https://www.miolaw.jp/criminal/miopress.html)

役に処せられることになります。

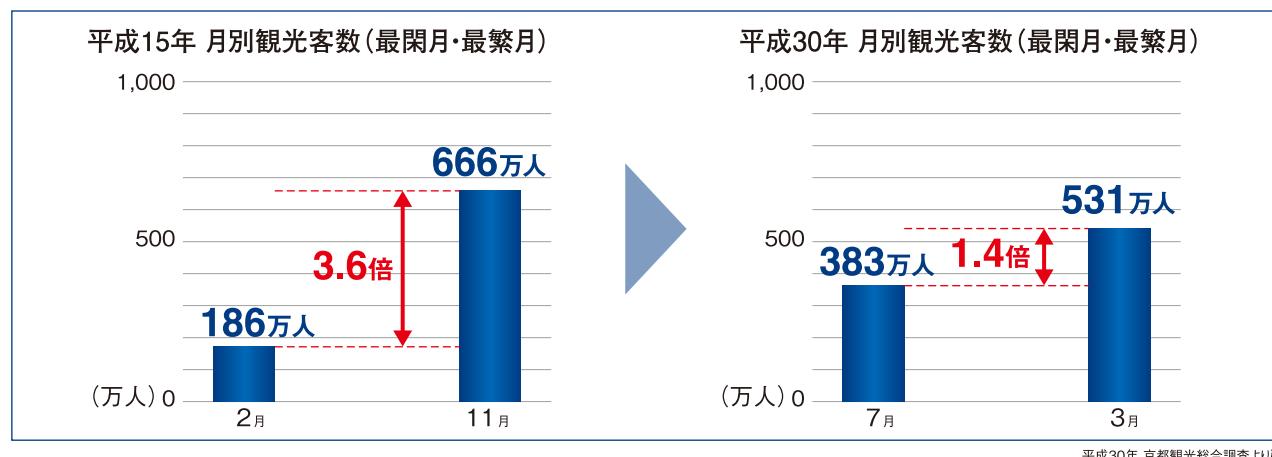
以上が日本版司法取引制度の概要ですが、イメージが掴めましたでしょうか。この司法取引の制度については、協力者が自分の刑事事件において有利な結果を得るために虚偽の供述等を行い、冤罪を発生させる危険があると指摘されています。しかしながら、上記の3例目の事例は割合身近な業務上横領の事例ということもあり、今後司法取引が行われる事案も増えるのではないかとの指摘もされているところです。

今後の運用について注目を要する制度と言えるでしょう。

役に処せられることになります。

以上が日本版司法取引制度の概要ですが、イメージが掴めましたでしょうか。この司法取引の制度については、協力者が自分の刑事事件において有利な結果を得るために虚偽の供述等を行い、冤罪を発生させる危険があると指摘されています。しかしながら、上記の3例目の事例は割合身近な業務上横領の事例ということもあり、今後司法取引が行われる事案も増えるのではないかとの指摘もされているところです。

今後の運用について注目を要する制度と言えるでしょう。



日本人観光客の場合、寺社仏閣、名所旧跡が高評価ですが、外国人観光客の場合は、街の清潔さ、治安、寺社仏閣、名所旧跡、自然・風景の順に高評価となっていますので、日本人にとつてありふれたものであつても、外国人観光客には違つて見えていることがお分かりいただけると思います。

少し面白いのは、日本人観光客のアンケート結果の中に「真夏日で仕方ないが暑すぎた」との回答があつたり、外国人観光客のアンケート結果の中に「日曜日にいろいろな場所が閉まっていることを知らなかつた」「桜、紅葉の季節ではなかつた」といった回答があつたりすることです。近畿圏にお住まいの方なら、京都市の夏が非常に暑いことをご存じですが、離れた地域から来られる旅行者の中には涼しいというイメージをお持ちの方もいらっしゃるのかもしれません。



紅葉の見頃などの情報は、日本に住んでいると入手しやすいのですが、海外だと情報が得にくかったり、あるいは旅行の計画を立ててから出掛けるまでに時間が空いてしまい、時期が合わなくなったりするのではないか。どうか。

以上のほかにも、宿泊施設を手配できなかつた観光客が減少したことなどから、施設数としては満たされつあるとの考えが示されるなど、「何となく感じていること」を、この資料によつて、データとして確認することができます。



弁護士
山本直樹
Naoki Yamamoto

データから見る 「京都観光」



一時明ニヒヅラニ、外國へ現立等のへ
観光客を目にします。

護士法人みお京都駅前
事務所は、JR「京都」
駅近くにありますので
京都市を訪れる多くの

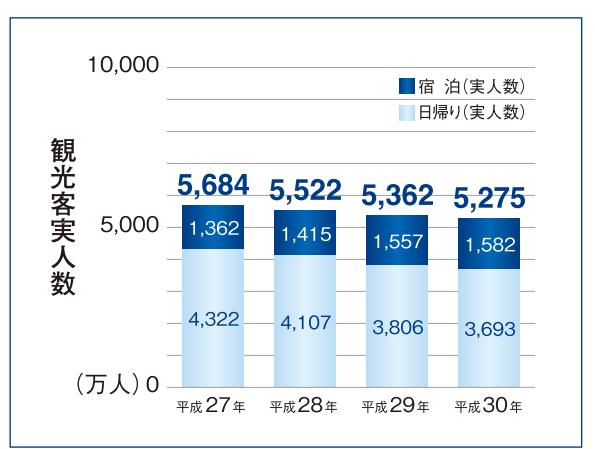
一時期と比べると、外国人観光客の人数も落ちているように感じますが、それでも京都市内は観光客が非常に多く、市バスをはじめとする公共交通機関や、飲食店などは大変混雑します。

京都市内はもともと観光客が多く、修学旅行や桜、紅葉の時期には観光客があふれていた記憶があるので、外国からの観光客が増加してからは、さらに混雑が激しくなりましたし、どの時期も観光客が多く、季節による人数の違いを感じなくなりました。

日常生活においては、様々な出来事が発生しますが、これを裁判で立証しようとすると、「証拠」が必要になりますので、客觀的なデータが必要になります。例えば先ほどの観光客の人数に対する印象であれば、京都市産業観光局が調査結果を発表しており、インターネット上でも閲覧することができます。

それ以降は減少しており、平成30年には5275万人とされていますから、何となく感じている「一時期と比べると、外国人観光客の人数も落ち着いている」という印象を裏付けるデータといえます。

また、平成15年は、観光客が最も少ないのは2月、最も多いのは11月で、その差は3.6倍であつたのに対して、平成30年は最も多い月が3月、最も少ない月は





アスペスト 石綿国家賠償金請求は「みお」にご相談ください!

当事務所では、石綿工場での勤務が原因で、健康被害を被られた方・そのご遺族からの相談を無料でお受けしています。昔のことなので細かいことは分からず、労災は受けているが資料は残していない…というような場合でも、放置し

ていると請求ができなくなる場合もありますので、まずはお気軽に電話でご相談をいただければと思います。また、本誌(3ページ)においても、アスペスト健康被害を受けた方の救済手続きをご紹介しておりますので、ぜひご参考になさってください。

[みお アスペスト](#)



交通事故被害者の方へ ~出張相談サービスのご案内~



当事務所では、事故の状況やお怪我の内容・程度などを正確に把握し、的確なアドバイスをさせていただくために、通常は、事務所にご来所いただきてご相談をお受けしていますが、ご来所が困難な被害者の方を対象に出張訪問相談を実施しています(相談料無料)。後遺障害1~5級相当の重度後遺障害者の方のご自宅や病院まで、弁護士が出張訪問させていただきお話を伺います。該当される方は、是非一度お電話でご相談ください。(☎0120-7867-30)

[みお 交通事故](#)

身の回りで関わる、知って得する法律の話。

交通事故

弁護士 羽賀 倫樹
Tomoki Haga

今回の事例

事故から9ヶ月、治療終了

次郎さん(45才)は、交通事故に遭って右足を骨折し治療を続けています。足首の動きはだいぶ良くなっていますが、最近はリハビリしても状況が変わらず、医師からそろそろ治療終了してもいいかもしいと伝えられました。後遺障害の申請も必要と聞いたものの手続きがよく分からなければ、弁護士に依頼しようと思い事務所に相談に行きました。

Q.1 保険会社から後遺障害診断書という書類を渡されたのですが、病院でどのようなことを書いてもらえばいいのですか。足関節付近は痛いですし、動かしにくくなっています。

症状固定となつた時の症状を書いてもらうことになります。次郎さんの場合、足関節(足首)の可動域、痛みやしびれ、骨折の癒合状態等を書いてもらう必要があります。

事故に遭つて9ヶ月経つた次郎さんの事例を基にQ&A形式で解説をしていきます。

Q.2 左足は65度くらい動くのですが、右足は40度くらいしか動きません。骨もくつ離せば認められる可能性が高いです。12級7号が認められると、事故前の収入にもよりますが、1,000万円近い賠償額になることがあります。

この状態であれば、12級7号という後遺障害等級が認められる可能性が高いです。12級7号が認められると、事故前の収入にもよりますが、1,000万円近い賠償額になることがあります。

A.4 相手方の任意保険会社に後遺障害診断書を送るのであれば、後遺障害診断書以外の資料は特に必要ありません。しかし、当事務所では原則、相手方の自賠責保険会社に後遺障害診断書を送付するようになります。

Q.3 後遺障害等級12級が認められたら224万円支払われると聞いたことがありますが、弁護士に依頼するとそれよりも多く支払われるのですか。

224万円というのは自賠責保険の最低限の補償額です。弁護士が入って任意保険会社と交渉する場合は、より高い基準で交渉するので、多くの場合224万円を超える賠償額になります。12級7号が認められた場合には、1,000万円程度の賠償額になつている事案もよくあります。

Q.4 後遺障害申請にはどのような資料が必要になるのですか。

224万円といふのは自賠責保険の最低限の補償額です。弁護士が入って任意保険会社と交渉する場合は、より高い基準で交渉するので、多くの場合224万円を超える賠償額になります。12級7号が認められた場合には、1,000万円程度の賠償額になつている事案もよくあります。

Q.5 弁護士に依頼すると弁護士費用かかると思うのですが、依頼して費用倒れにはならないですか。

6ヶ月通院していること、過失割合は10%程度と思われるところ、を考えると、仮に後遺障害が認められなかつたとしても、弁護士に依頼するメリットは十分あると思います。後遺障害が認められれば、賠償額が大きくなりますので、弁護士費用を気にする必要はないと言つていいでしょう。

A.5 次郎さんの場合、骨折して3ヶ月入院。次回は、保険会社との交渉について解説します。

リレー式コラム

事務局通信

こんなには大阪事務局です。
わたしは、大学生の頃に花粉症を発症しました。

事務所内でも花粉症の弁護士や事務局の方が多く、あちらこちらでくしゃみが聞こえています。

スギ花粉が飛び始める2月末頃からマスクが欠かせず、3月に入るくしゃみが聞こえます。

日常生活中に支障をきたすほど酷いものでした。かかりつけの医師にその事を伝えると、目薬・点鼻薬・内服薬が処方されました。以前は花粉症の薬を飲むと眠気に襲われていたので、飲むことをためらいましたが、そうも言つていられず、3日ほど飲むと、なんと、眠くもならず、症状も軽くなりました。子どもを連れて公園に行こうという前向きな気持ちになりました。子どもたちも大喜びです。

医療は日々進化していることを感じた瞬間でした。

最小限の外出で用事を済ませていました。

巷で噂の、ヨーグルトやボリフェノールを摂取してみるものの、いまいち効果を感じられず、市販薬でだましまし過ごしていました。

そんなわたしも、昨年の花粉症は日常生活に支障をきたすほど酷いものでした。かかりつけの医師にその事を伝えると、目薬・点鼻薬・内服薬が処方されました。以前は花粉症の薬を飲むと眠気に襲われていたので、飲むことをためらいましたが、そうも言つていられず、3日ほど飲むと、なんと、眠くもならず、症状も軽くなりました。子どもを連れて公園に行こうという前向きな気持ちになりました。子どもたちも大喜びです。

医療は日々進化していることを感じた瞬間でした。

